

○国土交通省告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年一月五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道210号改築工事（浮羽バイパス・福岡県うきは市浮羽町朝田字東大崎地内から同市浮羽町東隈上字寒水町地内まで）並びにこれに伴う県道改築工事、市道、河川管理施設及び農業用水路付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 福岡県うきは市浮羽町朝田字東大崎、西隈上字立野、字七ノ江、字下川原、字御所、字中川原及び字川原田並びに東隈上字中川原、字下綿、字堀田、字小松木、字飛掛、字海老田、字掛場、字三ツ又及び字寒水町地内
- 2 使用の部分 福岡県うきは市浮羽町朝田字東大崎、西隈上字立野及び字下川原並びに東隈上字堀田、字飛掛、字海老田、字掛場、字三ツ又及び字寒水町地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県久留米市田主丸町上原字原口地内からうきは市浮羽町山北字尾上地内までの延長13,980mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道210号改築工事（浮羽バイパス）並びにこれに伴う県道改築工事、市道、河川管理施設及び農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道210号改築工事（浮羽バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行に伴う県道及び市道の従来機能を維持するための改築工事及び付替工事は、それぞれ同条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、河川管理施設の従来機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一级河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当し、農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、同条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事

業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道210号は、福岡県久留米市を起点とし、うきは市並びに大分県日田市及び由布市を経て、大分市に至る延長133.1kmの福岡県南部及び大分県北西部を縦走する主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する一般国道210号（以下「現道」という。）は、浮羽地域（旧福岡県浮羽郡）の中心市街地を通過することから、沿道には店舗、事務所、住居等が連たんしているところ、地域住民の日常生活等による地域内交通と福岡県と大分県間の物流等による通過交通がふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、道路幅員が狭小な2車線の道路であることから、交通容量の不足により、各所で慢性的な交通混雑が発生し、円滑な交通が阻害されている。

平成17年3月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、久留米市田主丸町栄町3丁目交差点で18,330台/日、混雑度は1.46、うきは市吉井町札ノ辻交差点で16,823台/日、混雑度は1.38となっている。

本件事業の完成により、現道における自動車交通のうち通過交通が転換され、現道の交通混雑の緩和が図られることから、円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成17年3月に任意で同法等に準じて、騒音、振動及び大気汚染について環境影響評価を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に關す

る法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。なお、環境省レッドデータブックに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているニッポンバラタナゴ、絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているクロシジミ等の生息が確認されたが、起業者は、水路付替等の機能回復を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地においては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が15箇所存在するが、起業者は、福岡県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線及び一部区間において第3種第2級の規格に基づく2車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道の北側を通過する北側ルート案（以下「申請案」という。）のほか、現道の南側を通過する南側ルート案及び現道拡幅案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、取得必要面積が最も大きくなるものの、支障物件数は南側ルート案とともに少ないこと、事業に要する期間が最も短いこと、事業費は3案中中位にあるものの、大分自動車道及び既成市街地からの接続に優れ事業効果が最も高く、抜本的な現道の交通混雑の緩和が図られることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う県道改築工事並びに市道、河川管理施設及び農業用水路の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、旧浮羽町長を会長とする国道210号浮羽バイパス建設推進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県うきは市役所